

令和7年度

経 営 所 得

安 定 対 策 等

の 概 要

農業者の皆様へ



農 林 水 産 省

はじめに

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金

（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象に収入の減少を広く補償する「収入保険制度」も措置しています。

さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置しています。

本パンフレットでは、各支援制度の理解をさらに深めていただけるように、支援制度の内容や、令和7年度における追加・変更点等を記載しています。

米・麦・大豆等を生産する農業者の皆様におかれましては、農業経営の安定に資するよう、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組む際に、これらの支援制度を御活用ください。

目次

I	経営所得安定対策等の概要	4
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	1 3
4	水田活用の直接支払交付金	1 8
5	畑地化促進事業	2 4
6	畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業	2 5
7	加工用米及び新規需要米の取組計画の申請	2 6
8	小麦・大豆の国産化の推進	3 0
9	経営所得安定対策等の実施体制	3 1
10	申請される方が留意すべき事項	3 2
11	対策の加入申請・交付手続	3 3
12	交付金の交付スケジュール	4 0
13	農業経営基盤強化準備金制度	4 1
II	収入保険・農業共済等の概要	4 2
1	収入保険	4 2
2	農業共済	4 5
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP	4 6
III	需要に応じた生産・販売	4 7
	問い合わせ先一覧（地方農政局等）	5 2

I 経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額：2,024億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和5年産～7年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はちか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,930	5,810	4,850	8,630	9,430	5,070	14,280	16,720	7,710
免税事業者 向け単価	6,340	6,160	5,150	9,160	9,840	5,290	15,180	17,550	8,130

注1：てん菜の基準糖度は、16.6度

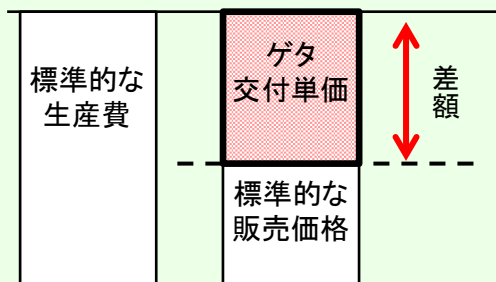
注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.6%

面積払

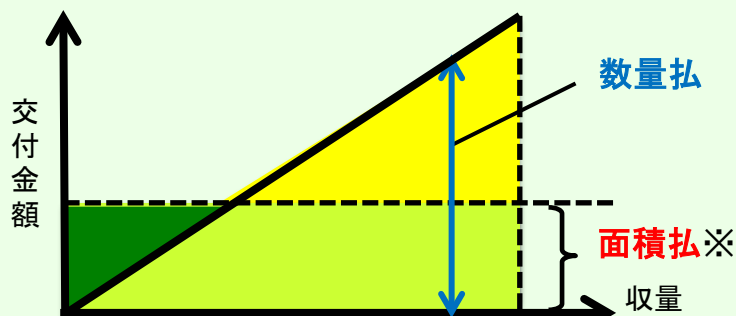
当年産の作付面積に応じて交付（数量払の先払い）

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



※ 数量払の交付の際に控除されます。

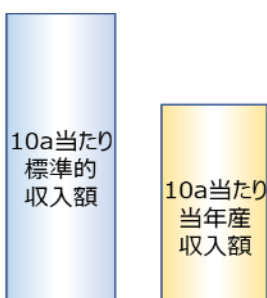
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：446億円）

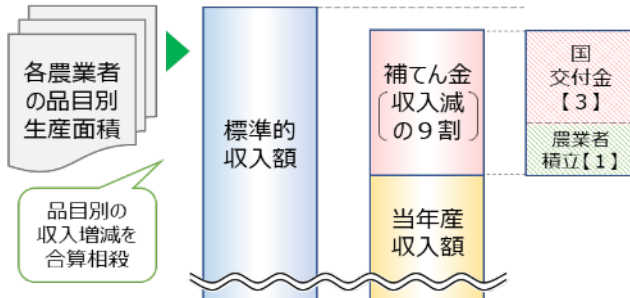
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

地域・品目別の計算



農業者別の計算



※積立金は掛け捨てではありません。

水田活用の直接支払交付金及び関連対策

水田活用の直接支払交付金

(令和7年度予算概算決定額:2,760億円の内数)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※ ¹
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※ ²

※¹ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※² 飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5～8.5万円/10a)、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。(21ページ参照)

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

畑地化促進助成

(令和7年度予算概算決定額:2,760億円の内数)

(令和6年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

畑地化促進事業

(令和6年度補正予算額:450億円)

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

畑作物産地形成促進事業:(令和6年度補正予算額:160億円)

コメ新市場開拓等促進事業:(令和7年度予算概算決定額:110億円)

実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

経営所得安定対策等推進事業等

(令和7年度予算概算決定額:71億円)

経営所得安定対策等の交付金の手続等の事務に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、水田収益力強化ビジョンの作成を行う都道府県、衛星画像やドローン等の活用を含む作付面積の現地確認等を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

都道府県への助成に当たっては、対策加入者数・取組面積等にも配慮し、また、都道府県は上記事項に基づき、市町村等に適切に配分します。

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者（法人・個人）、集落営農（法人化したものを除く）、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も3要件（7ページ参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

麦・大豆等の対象作物の生産者であるにも関わらず、交付対象者となっていない方は、令和7年産に向けて農業経営改善計画の認定や集落営農の組織化等を御検討ください。

（１）認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、営農している市町村（主な農用地や農業生産施設が所在する市町村）が定める基本構想（農業経営の目標とすべき水準）の達成に向けて、「農業経営改善計画」を作成し、市町村等の認定庁に申請します。

認定庁は、その計画の内容が基本構想に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

～認定までの流れ～

農業者自らが
「農業経営改善計画」を作成

認定庁へ申請

認定庁が認定

認定農業者

認定庁とは

営農範囲が単一市町村
の区域内のケース

市町村

営農範囲が市町村を
またがるケース

都道府県

営農範囲が都道府県を
またがるケース

国

自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模を問わず、認定を受けることができます。
また、親子・夫婦等による共同申請での認定を受けることもできます。



「農業経営改善計画」の書き方は、市町村、普及指導センター、JA等がサポートしてくれるんだ！

（２）認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。

市町村は、その計画の内容が、市町村の基本構想（農業経営の目標とすべき水準）に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

～認定までの流れ～

新規就農者自らが
「青年等就農計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定新規就農者



「青年等就農計画」の書き方は、市町村、普及指導センター、JA等がサポートしてくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

(3) こんな集落営農が対象になります

集落営農がゲタ・ナラシ対策の対象となるためには以下の3要件を満たす必要があります。

① 組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

② 対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象作物について組織名義で出荷し、③その販売代金等を①の集落営農の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

③ 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要です。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ
書類を提出

通知

市町村が判断



集落営農の法人化の取組を支援する事業があるよ！
事業内容については、市町村にお問い合わせください。

都道府県に経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併等の取組に際し、経営診断を受けたり専門家に助言を求めたりすることに活用しよう！

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は令和7年6月30日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。

なお、申請手続については、33～39ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。

(所要額：2,024億円)

ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

(1) 数量払 【交付単価は令和5年産～7年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

○は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。

○麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるもの等は対象となりません。

○てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

○麦、大豆、そばは、農産物検査により一定以上の格付けがなされたもの又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い農産物検査による一定以上の格付けに相当すると確認されたもの（11ページ参照）が対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

○面積払の交付を受けた場合、数量払の交付額から面積払の交付額を控除します。

○令和5年産から、課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれました。

※免税事業者の確認方法については、10ページを参照してください。

小麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

A～Dランク：たんばく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分（等級）		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分（糖度）		←(+0.1度ごと)	16.6度	→(▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,290	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（でん粉含有率）		←(+0.1%ごと)	19.6%	→(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,180	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

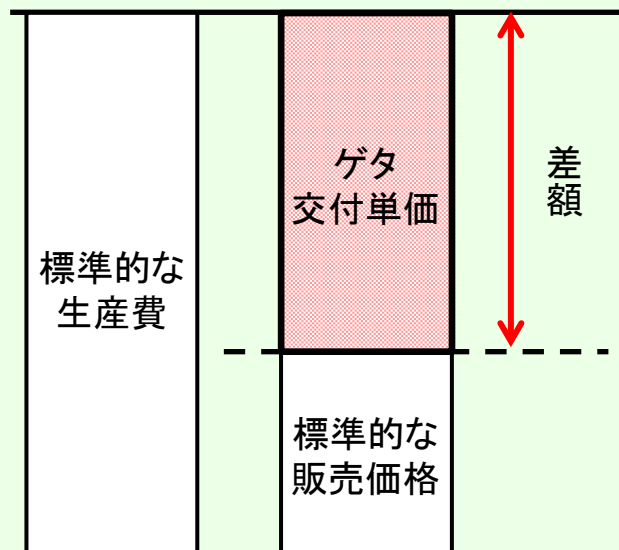
品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合等で区分

なたね

品質区分（品種）		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

交付単価のイメージ



(参考) 平均交付単価

【算定式】

平均交付単価

=

10a当たり生産費

(直近3年平均)

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はちき麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,930	5,810	4,850	8,630	9,430	5,070	14,280	16,720	7,710
免税事業者 向け単価	6,340	6,160	5,150	9,160	9,840	5,290	15,180	17,550	8,130

③ 免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。(組織として確定申告していない集落営農は、課税事業者向け単価が適用されます。)

後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付・返還となります。

確認に必要な書類

個人	○2年前(※)の確定申告書(写)等 ※令和7年産の申請の場合、令和5年分 ○営農開始後2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)等
法人 (人格なき 社団含む)	○2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等 ○設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等 ○設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等 及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等

注: 免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合には、課税事業者向け単価が適用されます。

確認書類の提出期限

令和7年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。

なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

④ 農産物検査によらない品位等区分の確認

登録検査機関による農産物検査とは別に、品位等区分を確認する者（以下、「品位等確認主体」という。）が実施する、農産物検査の格付けと同等の確認が行われた対象畑作物も交付対象としています。

品位等確認主体について

★ 国が以下の要件を満たしていることを確認した組織・個人等です。

- ① 農産物検査を実施する登録検査機関と同様の器具機材を所有していること。
- ② 農産物検査の格付けと同等に品位等区分の確認を適正に行える能力を有すること。

農産物検査によらない品位等区分の確認を受けるための手続

★ 交付申請時に申出書等を提出する必要があります。準備には長期間を要するため、提出期限に間に合うよう早めの相談をお願いします。

【具体的な手続】

- ① 交付申請者は、品位等確認主体に対して品位等区分の確認を事前に依頼します。
- ② 品位等確認主体は、交付申請者の依頼（申出）を承諾する場合は、承諾書等を交付申請者に送付します。
- ③ 交付申請者は、交付申請書に申出書及び承諾書等を添付の上、地域農業再生協議会又は地方農政局等に、令和7年6月30日までに提出してください。（過去に妥当性が認められた交付申請者でも申請年ごとに手続が必要です。）
- ④ 国は、申請者から提出された申出書等に基づき、品位等確認主体が要件を満たしているかの確認を行い、妥当性の確認完了を交付申請者に通知します。
- ⑤ 国から妥当性の確認完了を受けた品位等確認主体は、交付申請者が生産・収穫した対象畑作物の品位等を確認します。

具体的な手続の流れ

